

【所属名 市民部福祉事務所】

【会議名 糸魚川市介護保険運営協議会】

# 会 議 録

開示  
一部開示 (理由:条例第 条第 号 該当)  
不開示  
時限不開示 (開示: 年 月 日)

市長	副市長	市民部長	所 長	室 長	次 長	係 長	記 録

作成日 平成 27 年 11 月 13 日

日	平成 27 年 10 月 15 日 (木)	時間	14:00 ~ 16:15	場所	糸魚川市役所 201. 202 会議室
件 名	糸魚川市介護保険運営協議会 (糸魚川市地域包括支援センター運営協議会、糸魚川市地域密着型サービス運営委員会)				
出席者	<p> <b>【委 員】</b> 13 人 (欠席委員 2 人)            倉又孝好委員 (会長) 岩崎留理子委員 (副会長) 竹内利之委員            森チエ子委員 大縫曜子委員 相馬洋子委員 大橋勇次委員 横澤陽子委員            中村勝男委員 猪又好郎委員 松澤しのぶ委員 八木貞宏委員 田中昌美委員   <b>【事務局】</b> 11 人            市民部 田原部長            福祉事務所 加藤所長 吉岡次長            介護保険係 嶋田係長 須澤主査 池田主任主事            高齢係 室橋係長 小林主査 山岸保健専門員 加藤社会福祉士 日馬主任主事   <b>【関係者】</b> 5 人            地域包括支援センターおうみ 木嶋社会福祉士            地域包括支援センターよしだ 小竹保健師            糸魚川総合病院地域包括支援センター 清岡主任介護支援専門員            地域包括支援センターみやまの里 金内社会福祉士            能生地域包括支援センター 塚田主任介護支援専門員         </p>				

## 会議要旨

1 開 会 (14:00)	※傍聴者なし
事 務 局	会議次第「3 (1) ③ 会長あいさつ」まで進行をつとめる旨を述べる。
2 市民部長あいさつ	
事 務 局	糸魚川市の高齢化は 36% を超え、近いうちに 40% まで到達することが想定されている。これら課題に対応する施策が重要であるが、その中でも介護を社会全体で支えあう仕組みづくりや介護予防に向けて関係機関が連携して取り組みを展開し

ていかなければならない。市は、高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画を本年3月に策定し、各種施策を関係団体等の協力により推進していくこととなっている。本日、提案させていただく協議事項について、活発にご審議賜りたい。

### 3 報告・協議事項

#### (1) 全体に係る事項

##### ① 委員について

事務局 本年度委員を改選した。平成30年3月31日までの委嘱となる。  
資料No.1の名簿順に自己紹介

##### ② 会長・副会長の選出について（資料No.1）

事務局 運営協議会は糸魚川市介護保険条例により設置されているが、役員についての規定がないため、今までも運用上定めており、今回も互選によりお願いしたい。事務局案の提案を求める声があり、事務局では、会長に倉又委員、副会長に岩崎委員をお願いしたい旨を説明。委員からの賛同により決定。

##### ③ 会長あいさつ

会長 引き続き会長に選出された。委員の協力、支援をいただき、重責を果たしていきたい。昨年は糸魚川市高齢者福祉計画、第6期糸魚川市介護保険事業計画を策定し、今年度から3年間、この計画を基に事業を推進していく。糸魚川市は全国平均より高齢化率が高く、それに伴い要介護認定者も多いことから、より多くの介護サービスが必要となり、保険料も多くなる。委員の豊富な知識と経験により、市民から納得してもらえようような介護サービスの提供ができるようお願いしたい。

##### ④ 担当職員について

事務局 資料No.3により、次長、介護保険係、高齢係、並びに各地域包括支援センター職員の自己紹介

#### (2) 糸魚川市介護保険運営協議会

##### ① 運営協議会の任務・役割について（資料No.2）

事務局 資料No.2により、説明。

##### 〈調査審議〉

委員 任期について、第2四半期の8月からとなっている理由は何か。

事務局 委員は各選出団体から選出された方、また、公募により応募された方があり、その時期等を踏まえ市が決定した日として、8月からの任期としている。

会長 前任者の任期が3月で終わることから、4月からではないか、という疑問かと思

うがどうか。

事務局 事務局で4月以降から6月頃に、各選出団体へ委嘱のお願いをし、それから手続きが整った時期として、8月からの任期としています。任期を4月からとするかどうかは、今後の検討としたい。

委員 規定に基づいたうえで、空白があってもよいということか。

委員 運営協議会がない時期があるということか。

事務局 4月から7月までの間はあります。その間は空白となります。

委員 それまでの任期でない間の審査することになる訳だが、その件は規定されていないということか。

事務局 特にありません。その間の案件は、委員には報告という形になります。

委員 この協議会は諮問機関ではない、ということでよいか。協議会独自で議論して何か発案をして、適当なものは実行に移すという権限を機能としてもっているのか。こういった協議会では、行政側が資料を作り、ほとんどが行政側の意図によって進んでいくのが成り行きである。高齢化や介護の問題は大事だと思うので、この会の進め方、委員の建設的な意見をより具体的に施策へ取り入れるような形で扱うよう希望する。

事務局 委員の任期が前回から途切れる時期がある、との指摘のほか、8月から任期が始まり、現在は10月であるという時間差にも疑問があると思う。この協議会が設置された目的、また、重要な案件を審議することから、次の任期は4月から任命できるように、事務局からも手続きをさせていただくので、よろしく願います。また、この協議会の任務、所掌事項は、市長の諮問により提案、答申をする審議会の形式ではありません。介護保険事業を進めるうえで、事務局として中心となる行政側が、関係機関の意見を聞いたうえで、計画、施策等を組み立てていくことです。ただ、行政側だけでは見渡せない部分もあるため、各団体にて活躍し、提案いただける方が審議し、また、条例の第18条にあるとおり、必要に応じて市長に対し提言することもできるので、説明する内容に対し考えがあれば、そのように取り扱うので、よろしく願います。

## ② 介護保険制度の概要について（資料No.4、5）

事務局 資料No.4、資料No.5により、介護保険制度の概要、運営状況を説明。

### 〈調査審議〉

委員 資料No.4の23ページ「今後の方向性」の③で「施設の稼働率、軽度者の利用実態の精査」とあるが、「精査」とは減らすという意味か。以前に審議したときは、精査の問題は入っていなかった。無駄を省くという意味だと思うが、利用者が利用できなくなるのではないかと心配である。狙いは何か。

事務局 軽度者がどのような介護サービスをどのくらいの量を利用しているか確認し、必要以上のものがないか、現に必要とされているものがないか、その理由は何か、ケアマネジャーと相談する中で、必要か否か判断する、という意味で「精査」と

という言葉を使っています。減らすばかりでなく、今あるものが適切かどうか判断する、という意味です。

委員 これから軽度者が増えてくる見通しであり、経費もかかるので、節減していきたいということか。利用者は理由があってお願いしているのに、我慢してくれという話では困る。(意見ではないので審議不要の旨申し出あり。)

委員 資料№4の18ページにある65歳以上(第1号被保険者)の負担割合22%は、全体の介護費用が膨れ上がっていても変わらないのか。

事務局 変わる可能性はあります。第5期は21%であったが、第2号被保険者である40歳から65歳までの年代が減っているので、1%分を第1号被保険者である65歳以上の負担としました。今後、率が変わることも考えられます。

委員 10年後、1万円に迫る介護保険料になるとされている(資料№6の7ページ)。これから高齢化が進めば青天井で増えていくのではないのか。

事務局 高齢者が増えると、介護が必要な人が増え、それに伴ってかかる費用も増えると、介護保険料もおのずと増えることになります。

委員 介護保険料に上限はないのか。給付だと月額で上限が設けられている(高額介護サービス費)が、例えば介護保険料が1万円を超えたら国の負担になる等、法律ではそうならないのか。

事務局 今のところ法律では上限は設けられていません。

委員 私が言いたいのは、保険料を払う人が多くなれば負担が減るわけで、介護サービスを使わない元気な65歳以上の人を増やす政策を市が積極的にとらない限り、現実の問題として始まらない、ということである。

ぜひ議題として取り上げていただきたいのは、日本版CCRC構想についてである。健康な高齢者を移住させる、要するに、保険料を払ってくれる人を1人でも多く増やそうという案であるから、それに伴って色んなものがくっついてきて、結果として人口も増え、介護保険料も下がる、というものである。これをよく吟味してみると、地方にうってつけの制度であると思うので、ぜひ全国に先駆けてこの運動をやってもらいたい。子供を産んでも20年経たないと税金を払う年代にならないので、それまで待てない。即効性のあるCCRCのような制度にぜひ力を入れてもらいたいと思う。

会長 事務局のほうでしっかり受け止めてもらいたい。介護保険事業としてだけでなく行政としても受け止めてもらうよう、よろしくお願ひしたい。

委員 第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、最初は20対30であった。日本の人口の割合によって変える、という基準があったはずだが、その説明がない。当分は第1号被保険者が増えていくので、負担割合が6期、7期ともっと上がっていくはずである。そういう流れがあるということを説明するべきではないか。

事務局 ご指摘のとおりです。第1号被保険者は65歳以上、第2号被保険者は40歳から65歳までの人口の割合に応じて負担割合が変えられる、というものであるので、今後も人口の推移によってはそれぞれの負担割合が変わっていくことが予想されます。

委員 負担割合は糸魚川市だけでなく全国一律、ということでしょうか。

事務局 そのとおりです。

### ③ 高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画について（資料No.6、7）

事務局 資料No.6、資料No.7により、説明。

#### 〈調査審議〉

委員 平成37年度の保険料（資料No.6の7ページ）は、以前も載っていたか。

事務局 第6期の計画を策定したときに、試算ということで掲載しました。

委員 施設介護から在宅介護にできるだけ移行するというのが基本的な考え方である、と聞いている。最近、児童虐待が問題になっているが、介護老人の虐待も悲惨であると思う。在宅介護が増えれば、その実態も深刻化していくと思う。これをどう解決していくか世間一般では広く議論されていないが、深刻な問題であると思うので、今後の福祉政策でどのように取り入れていくかが大事であると思う。

事務局 次の糸魚川市地域包括支援センター運営協議会にて説明します。

委員 資料No.6の5ページに「特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定」とあるが、現在、要介護1と2で入所している方はいるのか、またその人数は。

事務局 現在の入数についてはこの場に資料がないので分からないが、3月31日までに介護1と2で入所していた方は継続して入所できています。4月1日以降に申し込む方は、特別な条件がないと入れないことになっています。4月以降、介護1で特例的に入所した事例が2名ほどあります。

委員 資料No.7の特別養護老人ホームの増床の問題について、これからの施設は必要最小限度とする方向になっているが、資料に示したものが糸魚川市として必要最小限度だと考えているのか。

事務局 今後は高齢者が減り、要介護認定者もある程度伸びるがその後は減る、という見込みの中で、資料に示したものが市として必要最小限であり、残り10年後の整備が終われば大きな施設整備は考えていません。施設整備は50年先を見据えるものであるが、その中で、今後の介護が必要な方の推計をみると、大きな整備は考えていません。

委 員 そうなると、第 5 期で 90 床増やしたものをまた減らしているが、そのとき必要最小限度がこの辺りである、とみたのか。90 床が半分になっているが、減らした理由が明確になっていない。第 5 期は見込みが大きかったということか。

事 務 局 第 5 期の計画の中に特養の増床も入っていたが、事業所のほうで増床が難しい、ということで実現しませんでした。ショートステイからの転換という形で 16 床分の増床となりました。今後の状況も見通しがなかなか難しいが、高齢者の増加や重度の要介護認定者の増加を見据え、最小限としたところである。市では重度化しないような取り組みをしています。元気な高齢者を増やすということで介護予防にも重点を置いてこれからやっていくことにしているので、色々な事情をみながら判断をしていきたい。

委 員 決定的なものではない、最小限度ではない、ということか。

事 務 局 今の段階としては最小限です。また、この先 10 年を見据えると、これ以上増やすのはなかなか難しいと考えています。

委 員 難しいのは分かるが、ここで最小限度だと言って止められると、後に影響が出てこないか。

事 務 局 介護サービスを受けることになったとき、特別養護老人ホームでのサービス提供が第一かというと思うと違ふと思います。重度になっても色々なサービスを使いながら在宅で生活するという考え方もあると思います。一人暮らしや高齢者のみ世帯が増える中、在宅では難しい状況であるのは承知しているが、それを踏まえたくえで、在宅でどのように支援していけばよいかを考えていきたい。

委 員 決定でない、というのであればそれでよい。

委 員 民間でこういった施設を経営しているところがあるが、採算がとれずに撤退した例もあるので、これから経営としてやろうとした場合に、積極的に民間が投資しやすいような素地をつくってもらいたいと思う。

#### ④ 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）について（資料No.8）

事 務 局 資料 No.8 により、説明。

##### 〈調査審議〉

委 員 利用者が支払う金額は変わらないのか。

事 務 局 今のところは、現行のまま移行する予定です。なお、対象者については更新時期が異なることから、更新の時点から新しい総合事業へ移行したい。

委 員 「認定を受けなくてもサービス利用が可能となる」とあるが、その場合は介護保険の適用はなく、自己負担になる、ということでしょうか。

事務局 自己負担は今までと同じである。基本チェックリストを活用し、それに該当すれば、総合事業を利用できる対象者となります。

事務局 介護保険の制度のなかで、今までホームヘルパーや通所を利用した場合の予算は給付費となるが、総合事業では地域支援事業というものに予算の項目が変わる。いずれも介護保険の事業の中で行うものです。

委員 これは糸魚川市だけの事業か。

事務局 独自にできるが、制度自体は国で行うものです。

委員 これに該当するのは要支援1と2の方だけか。介護予防に関する新しい総合事業、ということによいか。

事務局 そのとおりです。要介護1から5の方は今までどおりです。

委員 介護にかかるお金を減らすために、要支援1の方等、ちょっと手を助けてあげればもしかすると介護がいらなくなる、という人達に向けて、地域の通いの場をつくることで、健康で元気なお年寄りに戻していく、という事業であると理解している。自分自身は研修等で勉強しているので分かるが、一般の方や特にお年寄りに言っても分からない。施設が増えない等の糸魚川市の実情をみれば、地域のサロン等も活用しながら、介護に関わることのない市民に対しても、分かるように説明していかなければならないと思う。

委員 資料No.4の14ページの一番下のところを説明しているということによいか。そのあたりを解きほぐしてもらわないといけない。

事務局 周知の際、気をつけます。

会長 分かりやすい説明をしてもらわなければならないので、よろしくお願ひしたい。

#### ⑤ 新規事業所の指定について（資料No.9）

事務局 資料No.9により、説明。

#### 〈調査審議〉

委員 所要時間について、午前1単位と午後1単位、ということによいか。1日使うと2単位、ということか。

事務局 そのとおりです。1日使うことは基本的にできません。午前と午後、いずれかの利用になります。

委員 デイサービスと違って、1日を通して使うものではない、ということか。

事務局 そのとおりです。市内ではこういった形態の施設は初めてです。

委員 昼休みは施設の中にも無料、ということか。

事務局 午前の方は午前でお帰りいただく。1日を通しては使えません。

### (3) 糸魚川市地域包括支援センター運営協議会

#### ① 運営協議会の任務・役割について（資料No.2）

事務局 資料No.2により、説明。

#### ② 地域包括支援センターの事業について（資料No.10.11）

事務局 資料No.10、11により、説明。

前述の質問（権利擁護・高齢者虐待）について、次のとおり補足説明。

全国的に70%程度認知症の症状がある方が被虐待者になるとの数字が出ている。高齢者虐待の早期発見への取り組みとして、平成27年度の委託方針にもあるとおり、認知症への理解と対応、認知症への普及と啓発を重点的に行っている。また、見守り体制の構築として、平成25年に見守りネットワークを開設し、民間からの協力により、見守りの機能強化に取り組んでいる。あとは、相談支援事業所側の機能強化として、まだ計画段階ではあるが、高齢者の相談支援事業所のほか、障害者の相談支援事業所、弁護士や司法書士の先生と一緒に、将来的にチームアプローチという形で支援できるような体制づくりを始めたところである。

高齢者虐待のほか、権利擁護という視点では成年後見制度として公的な代理人がいかに早くつけられるかという点も関わると思うので、その支援にも取り組んでいる。

#### 〈調査・審議〉

委員 地域包括支援センターと民生委員とは連携をとって活動しているが、この課題（資料No.11）にあるとおり、ぜひ民生委員の定例会にも出てきてもらい、横の連絡を深めながら、民生委員としてもできることをしたいと思っているので、よろしくお願いしたい。

事務局 現在、地域包括支援センターから参加している現状もあるが、民児協からはなかなかお声がけをいただけていない状況なので、ぜひ声をかけてもらい、連携していけたらと思う。

#### ③ 指定介護予防支援業務の委託について（資料No.12）

事務局 資料No.12により、説明。

委員 担当のケアマネジャーは、どのような過程を得て決まるのか。

事務局 まず、申請のときにどのケアマネジャーがよいか希望を聞いて、そのケアマネジャーに頼む。希望は個人名でも事業所名でもよい。希望が特になければ、住まいの近くの事業所等を勘案し決めている。

委員 家族のケアマネジャーが、理由も告げられないまま突然代わったことがあるが。



事務局 例えば要支援の方が要介護になる場合が考えられる。

委員 最初から要介護5だったのでそれはない。あとで調べておいてほしい。

委員 この件（業務委託）については、委員としてどう判断すればよいか。

事務局 報告事項として了解をいただきたい。

#### （４）糸魚川市地域密着型サービス運営委員会

##### ① 運営委員会の任務・役割について（資料No.2）

事務局 資料No.2により、説明。

##### ② 地域密着型サービス事業所の開設状況について（資料No.13）

事務局 資料No.13により、説明。

#### （５）意見交換

委員 老人介護というと暗いイメージがあるが、これを逆手にとって、明るいイメージでこれを活用していく政策をとっていただきたい。

会長 要望ということでよいか。

#### ４ その他（次回日程等）

事務局 次回は1月下旬から2月中旬に開催させていただきたい。

#### ５ 閉会（福祉事務所長あいさつ）